

お早めに

所得税は
勢多会館

から3月17日(月)まで

所得税・市県民税の申告の時期になりました。申告期間は二月十七日(月)から三月十七日(月)までです。お早めに済ませましょう。なお、所得税の申告をした人は、市県民税の申告は必要ありません。

所得税の確定申告

勢多会館で受け付け

一月十七日 から三月十七日
まで(土日曜・祝日を除く)
の、午前九時から午後四時まで
(還付・贈与税の申告は二月三日
から) 勢多会館(南町四丁
目)で受け付けます。また、前
橋税務署への郵送も可。

確定申告が必要な人

事業をしている 不動産収入がある 昨年中に土地、建物、株式などを売却した人で、所得金額が所得控除額の合計額を超えている。

また、給与所得者も、次に該当する人は申告しなければなりません。

年間の給与収入が二千万円を超える 給与の支払いを一方所から受けている人で給与所得以外の所得が二十万円を超える 給与などの支払いを二方所以上から受けている 途中退職などで年末調整を行っていない。

申告書は自分で記入

申告書は「所得税の確定申告の手引」を参考に、自分で記入してください。また、申告書の作成や相談で勢多会館へ出掛けるときは、筆記用具や計算機、所得関係書類(源泉徴収票など)、控除関係証明書類(生命保険の控除証明など)を用意しましょう。

申告書には収支内訳書を添付

不動産・事業・山林所得などがある人は、「収支内訳書」を作成し、申告書に添付しなければなりません。

介護保険料なども控除の対象

平成十四年中に納めた介護保険料も、社会保険料控除の対象になります。また、介護保険サービスの利用料も、一部医療費控除の対象となるものがあります(下表のとおり)。

問い合わせは前橋税務署
224 4378、税務相談室
223 3426へ。

介護保険料なども控除の対象です

介護保険料(特別養護老人ホーム)入所時の利用料と居宅サービス利用料も、右表のとおり医療費控除の対象となります。

なお、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の利用料は、従来どおり医療費控除の対象です。

問い合わせは介護高齢福祉課
890 6157へ。

医療費控除の対象となる介護サービス				
区分	対象者	対象サービス	対象費用の額	その他
福祉施設老人	要介護度1~5の要介護認定を受けて指定老人福祉施設に入所している人	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)利用	介護費(自己負担額)の1/2 食費(自己負担額)の1/2	施設で発行する領収証が必要
居宅サービス	以下の両方の要件を満たしている人 ・ 居宅サービス計画(市町村に作成依頼書を提出したものに限り、居宅サービスを利用すること上の居宅サービス計画に次のサービスのいずれかが位置付けられていること ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 居宅療養管理指導 ・ 通所リハビリテーション ・ 短期入所療養介護	左のサービスの併せて利用する以下の居宅サービス ・ 訪問介護(家事援助サービスを除く) ・ 訪問入浴介護 ・ 通所介護 ・ 短期入所生活介護	左の居宅サービス費用(自己負担分)	サービスで発行する領収証が必要
		要支援・要介護認定を受けて居宅サービスを利用した人	訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 居宅療養管理指導 ・ 通所リハビリテーション ・ 短期入所療養介護	左の居宅サービス費用(自己負担分)

介護保険

社会保険料控除の対象です。問い合わせは介護高齢福祉課 890 6159へ。

特別障害者

寝たきりのお年寄りを介護している、特別障害者控除を受けようとする人に、認定書を発行します。

対象は65歳以上で六カ月以上寝たきり(重度の痴ほうを含む)の状態にあるお年寄り本人と、その人を税法上扶養している人申し込みは市役所1階介護高齢福祉課(890 6133)へ直接

おむつ代

控除を受けるのが二年目以降の人については、医師の証明書に代えて、市が交付する確認書で控除を受けられる場合があります。

問い合わせは介護高齢福祉課 890 6155へ。

問い合わせは介護高齢福祉課 890 6157へ。

問い合わせは介護高齢福祉課 890 6157へ。

問い合わせは介護高齢福祉課 890 6157へ。

問い合わせは介護高齢福祉課 890 6157へ。

問い合わせは介護高齢福祉課 890 6157へ。

問い合わせは介護高齢福祉課 890 6157へ。